

177-衆-外務委員会-10号 平成23年05月11日

○笠井委員 日本共産党の笠井亮です。

日本・ブラジル社会保障協定、日本・スイス社会保障協定については、いずれも賛成であります。その上で、日本・インドEPAについて質問いたします。

まず、それに先立ちまして、TPPの問題が先ほど来ありましたので、若干そのことについて確認的に質問したいと思います。

松本大臣に確認したいんですが、いろいろ議論がありました。きょう五月十一日は、東日本大震災からちょうど二カ月。引き続き被災者救援に全力を挙げるとともに、被災者の生活再建、地域社会と経済の立て直しはまだまだこれからということで、めどが立っておりません。こういう中で、先ほど来のやりとりがありました。要するに、TPPの交渉参加について、六月をめどに交渉参加についての結論を出すという従来の政府方針については、大震災を踏まえて、この方針を変更して、判断時期は、いわば、平たく言えば先送りをするということよろしいのかどうか、その確認をお願いしたいと思います。

○松本（剛） 国務大臣 政府として、成長戦略の中だったと思えますけれども、六月に判断をするということを変更する決定が何らかの形で行われたとは承知をしておりません。

ただ、三月十一日の未曾有の大震災を受けて、先ほどもお話をさせていただいたように、さまざまな作業が少なくとも三月から四月にかけて行えなかったことは事実でありますので、そのことを受けつつ、今後の作業を行っていくということになるというふうに理解をいたしております。

○笠井委員 六月というのはもう間もなくですから、要するに、どこかの時点で変更するということの何か確認なり決定というのはあるということよろしいんですか。

○松本（剛） 国務大臣 交渉参加を判断する時期というものが引き続き六月のままで変更の必要がないかどうかということは、率直に申し上げて、今議論しているというふうに申し上げます。

○笠井委員 篠原副大臣に伺っておきたいんですが、今回の大震災によって農林水産業の生産基盤が壊滅的な被害を受けたというもとの、依然として再生の計画をつくっていくこと自体が困難な作業を強いられている状況だと思うんですが、先日、私が当委員会で伺ったときに、御答弁の中で、東北の農家や漁業の皆さんの気持ちを考えて思いをはせるという大事な視点を述べられたと思います。

このTPP交渉参加にかかわって、昨年十一月の閣議決定では、農業の問題、この六月をめどに基本方針をとにかく決定して、十月をめどに農業の改革について行動計画を策定するということと言っておりましたけれども、もう六月も間近ですが、この方針については現時点でどうなっているのか、どうするというふうに農水省はお考えなんですか。

○篠原副大臣 農業の基本方針につきましては、昨年十一月九日のEPA等に関する基本方針にきちんと書かれておまして、六月に取りまとめるということになっております。今、笠井委員御指摘のとおり、それを踏まえた行動計画を十月ということは、十一月のAPECの会合あるいは予算の策定、そういったものを考慮して六月、十月というふうにしたわけでございます。我々はそれに向けて着々と準備してまいりましたけれども、三月十一日で少々事情が変わってしまったのではないかと考えております。

先ほど秋葉委員の御質問、御指摘に対してお答えしたとおりでございますけれども、三月下旬にも骨格をお示しして議論していただいてということをご予定しておりましたけれども、それが延期になっております。これは松本外務大臣が今お答えしたとおりでございますが、明確に延期という決定はしていませんけれども、被災をされた農業者、漁業者の心情を考えますと、TPPというようなことを今言っている段階ではないのではないかと私は思っております。まずは復旧復興に全力を挙げるということで今政府内では検討しているところでございます。

○笠井委員 TPPの大きな論点の一つだった農業問題でも、震災があったために、当初の計画あるいは予定、できないという状況ですので、私は、四月の当委員会でも述べましたけれども、六月をめどに決めるという方針は、ここはもう根本から見直す、そして撤回をして、今副大臣言われましたが、復旧復興に全力を上げるべきだということを強く言いたいと思います。

そこで、本題の日印のEPAですが、日印関係が重要であることは言うまでもありません。しかし、本協定にはさまざまな問題点が盛り込まれていると思います。

まず、本協定の農林水産分野で、譲許表を見ますと、若干の強弱はありますけれども、この間の日本・ベトナムEPAと同様に、今回も、冷凍品等の輸入実績がないHSコードについては譲許するとともに、輸入実績があるHSコードについても段階的もしくは即時の関税撤廃措置がとられております。外務省に伺いますけれども、その理由は何でしょうか。

○山花大臣政務官 委員御案内のことかもしれませんが、そもそもEPAは、WTOを中心とする多角的な自由貿易体制を補完し、さらなる貿易の自由化や相手国との経済活動の連携強化を行うという趣旨のものでありますので、WTO上は、実質上、すべての貿易について、関税その他の制限的通商規定を撤廃するということが求められております。

したがって、我が国がEPAを締結する際には、品目ごとの国内産業における重要性やセンシティブティーに配慮することはもちろん前提といたしておりますけれども、基本的には幅広い分野の産品を関税撤廃の対象としております。この幅広い産品の関税の撤廃によって、貿易の拡大、経済連携の強化が図られることが、このEPAによって期待をされているという理由でございます。

○笠井委員 基本的にはすべての貿易分野の自由化を目指すということだからということでありませう。

そこで、篠原農水副大臣に伺いますが、先ほどもありましたが、東日本大震災で農林水産業が大打撃を受けたもとの、私は、本協定のようにすべての分野ということで、その中には農林水産分野の輸入自由化政策も入っておって、ある意味、震災の後にこういう協定ですが、そういう自由化政策をさらに進めるという方をこれでやっということになるわけですが、これはいかなものかと。つまり、少なくとも、震災もあってこれだけ大変なんだから、農水分野、水産業の分野を考えたときには、まず立ちどまって再考するというのもあってもいいんじゃないかと思うんですが、その辺、どのようにお考えでしょうか。

○篠原副大臣 心情的には、私は笠井委員の御指摘のとおりだと思いますけれども、日印のEPAにつきましては、昨年十月に首脳間で確認が行われました。そして、本年二月に署名しております。

ですけれども、このEPAにつきましては、TPPはありとあらゆる関税を即時撤廃、例外はほとんど許さないというものでございますけれども、日本が取り組んでまいりましたEPA、FTAにつきましては、大体九〇％はそうするけれども、一〇％ぐらいの非常に微妙な品目、センシティブ品目というふうに称しておりますが、そういったものについては、お互いに痛みを分か

ち合って、それは例外にしましょうということになっております。

今、農業者、漁業者が非常に痛みを感じているところに何だという御指摘でございますけれども、その点は、米、麦、肉類、それからカツオ、マグロ等、そういったものにつきましては自由化対象品目に入っておりません。一〇%近くの例外になっておりますので、被災地はもとより、我が国の農業、漁業、こういったことに大きな影響を与えることにはならないと思っております。

○笠井委員 情情的にはとおっしゃったところで、被災者にとっては、そこが今大事なところなんですよね。つまり、これだけ大変なことになっているときに、政府がどういう方向で今進めるか。貿易の問題でも、やはり気持ちを考えてもらったら、少なくとも立ちどまって、今すぐ重大なことになるかどうかは別としても、これから広がっていくということがある項目が入っている以上、被災地、被災者の復旧復興の努力に水を差して希望を奪いかねないということにならないか、そこはやはり少なくともそのことをしっかり立ちどまって考えるべきだ、私はこのことを強く指摘しておきたいと思えます。農水省も、しっかりその点で仕事をしていただきたいと思えます。

副大臣、これで結構です。どうもありがとうございました。

次に、鉱工業分野であります。

日本の大手調査会社帝国データバンクの経済レポートを読みますと、インド進出の日本企業は既に六百七十二社、五年間で二・七倍にふえております。年商規模では百億円超の企業が七割を占めているということでありますが、しかも、さらに大企業のインド進出が目立ってきているという状況であります。

経済産業省に伺いますが、こうした日本の大企業のインド進出の動機と申しますか、理由がどこにあるというふうに認識をされているのでしょうか。

○佐々木政府参考人 お答え申し上げます。

現在、年率九%でインド経済は成長をしております。インドの日系企業拠点数は、私どもの調べによりますと、二〇〇七年から三年間で倍増をしているという状況でございますが、その背景にあるものは、これはJ B I Cの調査などによりますと、インド市場が有望であるということで、九割近くが、そういう現地マーケットの今後の成長性を理由にインドを有望視しているというところでございます。

以上でございます。

○笠井委員 経済産業省の資料によりますと、日本・インドE P Aは、例えばサービス貿易とか投資の分野でも、高いレベルでの規律と自由化を確保したというふうな説明書きがございます。そういう点で申しますと、この協定に日本側の要求がおおむね実っている、そのように理解してよろしいのでしょうか。

○佐々木政府参考人 お答え申し上げます。

今回の日印E P Aにおきましては、投資・サービス分野を含めた幅広い分野で高いレベルの内容が確保できているものと認識しております。

例えば投資でございますけれども、内国民待遇、これは日本企業がインドに投資をする場合の内国民待遇、それから投資を設立した後の最恵国待遇、それから、パフォーマンス要求と呼ばれます、例えば現地人を社長に据えろとか、そういった要求はできないといったことを決めるなど、産業界の要望にこたえる高いレベルの規定が確保されているのではないかと申しております。

また、サービス分野におきましても、例えば経済産業省が所管する流通分野におきましては、

インド側は、単一ブランドの小売サービス、それからフランチャイズサービスなどについて日本資本に関する約束をしておりますけれども、これは、インドがこれまでほかのEPAでは約束したことがないものでございます。

こうした国際法の裏づけを持って透明性が確保されるということで、日本企業の投資環境が改善される。本協定によって日印両国の経済関係がより一層強化されるものと期待しているところでございます。

○笠井委員 今言われましたけれども、産業界の要望にこたえるものになっていると。

日本経団連は二〇〇六年に、日本・インドEPAの早期実現を求めるというコメントを出しておりますが、その内容は、投資、労働のルール策定から外資規制の緩和、関税措置など多岐にわたっております。政府の要望が実ったということでもありますけれども、経団連のコメントを見ますと、産業界の要望ということもありましたが、この協定はそういう要望が多く実っているということがわかります。

日本の多国籍企業は、この間の日本・ASEAN包括連携協定、EPA、それから日本・ベトナムEPA、そして今回の日本・インドEPAという一連の自由貿易網を手にしたことになりません。

そこで、松本大臣に伺いますが、今後、日本の多国籍企業やそれを支える下請の中小企業に、こうした自由貿易網というのがどのような影響を与えるというふうに分析をされているでしょうか。

○松本（剛） 国務大臣 委員のおっしゃる多国籍企業の定義というのが、必ずしも認識が一致をしているかどうかわかりませんが、我が国の経済界、企業は、やはりその卓越した技術などをもとに国際的な社会で活躍をしているわけでありまして、この日印のEPAを初めとしてさまざまな、これは関税、非関税の障壁が取り除かれる、また投資の障壁が取り除かれることによって、生産そして市場としての拠点を拡大するチャンスがふえる。

これは大企業もそうでありまして、中堅、中小の企業においても、例えばこの日印のEPAのように、鉱工業製品の関税を引き下げることによって、現地での生産コストに比べて、日本からの生産、調達コストが引き下げられることによって、日本での活動という選択肢もまた引き続き残るといったようなことも考えられる。選択肢の幅が広がることによって、活動の幅が広がるチャンスを広げるものだというふうに理解をしております。

○笠井委員 選択肢の幅ということでチャンスだという話があったんですが、私は、いささか楽観的ではないかと思うんですね。

フィリピンやベトナム、ASEANのEPAでも私も指摘しましたけれども、経営体力がある中小企業についてはASEAN圏への進出をして、そして、国内に残るのは進出できない中小企業と零細企業だけになる実態がある。EPAが、日本の多国籍企業のアジア、ASEAN圏内の生産拠点と生産品目再編の契機になっている。このEPAでも、日本の中小零細企業に対する新たな選別も始まるという問題もあるということは指摘をしなきゃいけないし、見なきゃいけない問題だと思います。

次に、これに関連してですけれども、草履とか履物とか繊維、衣料品の日本側のHSコードも、軒並み即時ないし段階的関税撤廃がとられております。

経済産業省に伺いますが、こうした業界に対して本協定は悪影響を及ぼすんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○長尾政府参考人 お答え申し上げます。

日印EPAの交渉に当たりましては、国内産業への影響に十分留意して進めてまいってきたところでございます。

委員御指摘の履物ですとか繊維製品などにつきましては、全世界からの輸入に対するインドからの輸入の割合、非常にごくわずかでございます。例えば履物で申し上げますと〇・四％弱、繊維製品で一・一％でございます。同国からの輸入増による業界への影響は限定的であるというふうに承知しております。

他方、繊維製品などにつきましては、日印のEPAをきっかけといたしまして、輸出拡大というところも期待されるところでございます。インドを初めとした海外市場の開拓の取り組みの方にも、我々も尽力してまいりたいと思っております。

○笠井委員 履物その他はまだごくわずかだということでありましたけれども、インドからの草履、履物、繊維、衣料品の輸入量については、近年、少しずつふえてきているという傾向にあって、日本をターゲットにした素早い品質改良と価格競争力に対応する力はインド側に十分あるというふうに予測をされております。したがって、我が国の中小零細企業の経営に与える将来の悪影響も過小評価しちゃいけないという問題点は指摘しなきゃいけないと思います。

次に、本協定の第九十六条の投資家対国の紛争解決規定、いわゆるISDS条項について伺います。

これは外務省の説明によりますと、この規定というのは、投資家が訴訟を起こす側、国が訴訟を受ける側ということですが、要するに、この紛争解決規定というのは投資家と国の何の関係も規定しているというふうに理解すればいいのでしょうか。

○山花大臣政務官 第九十六条についてでございますけれども、我が国が過去に締結した投資協定及びEPA投資章における規定ぶりをベースとしつつ、国対投資家の紛争解決手続を規定したものでございます。

締約国が本協定に基づく義務に違反した疑いがあり、このことによって投資家が損害を受けたと考えるその投資家が、紛争締約国との間の友好的な協議等により解決がなされない場合には、紛争解決のために、国際調停、仲裁に直接付託することができるという内容でございます。

この仲裁の付託を受けた仲裁裁判所が下した裁定というのは、これは最終的なものであって、紛争当事者を拘束するという性質のものであります。締約国の義務違反による損害が生じると判断される場合には、締約国が損害賠償金の支払い等を行うことによって裁定を実施することになるものでございます。

○笠井委員 これまでもという話がありましたが、日本・フィリピンEPAの場合には、フィリピン側の要求によってこの規定の条項が設けられなかった。フィリピン側がこの条文を置かないように求めた理由は何だったのか。それから、日本・ASEANのEPAにおいてもこの紛争解決の規定というのが置かれなかったわけですが、その理由は何でしょうか。それぞれお答えください。

○山花大臣政務官 御指摘のように、日比の、フィリピンとの間のEPAにつきましては、この規定が置かれておりません。置かれていないんですけれども、なぜフィリピンがこれに難色を示されたのかということについては、これは交渉事ですので、お答えは控えさせていただきたいと思います。つまりは、現状、協定発効後の追加的な交渉にゆだねられているという状況だからということをお理解いただきたいと思います。

ASEANの包括的経済協定につきましても、この規定は含まれていないんですけれども、これにつきましては引き続き検討し、交渉することとなっております。そのために、投資分野に

関して小委員会を設置することが規定されているというような状況でございます。

○笠井委員 それでは、世界の先進国の中で、投資家対国の紛争解決規定、このI S D Sを入れてはならないというふうに主張している国はあるでしょうか。

○山花大臣政務官 入れてはならないということでは、正確に言うところとちょっと違うのかなと思いますけれども、豪州が今の政策として、紛争解決規定を、むしろそれまでは入れるようにという主張をしてきたんですけれども、現政権、ギラード政権になりましてから、それを支持しないという形で政策転換をしたと承知をいたしております。

○笠井委員 オーストラリアは、アメリカとの協定も含めて、このI S D S規定が含まれていないということで、なぜ今、現政権はそういう措置をとっているのでしょうか。

○山花大臣政務官 ギラード政権は、国内の投資家よりも外国の投資家に対してより大きな権利を与えたり、あるいは社会、環境、経済等に関する豪州政府の立法権限を制約する可能性があるという理由で、その規定を支持しないという政策を今とっております。

○笠井委員 大事な点だと思うんですが、では、実際に世界の中でこの規定が使われた例があるかと思うんです。

引き続き外務省に、山花政務官に伺いますけれども、NAFTAの十一章のセクションBに、類似の投資家対国の紛争解決規定があります。それで、NAFTAの発足以来、この規定を根拠にして、カナダ政府を相手取って投資家から起こされた訴訟があると思うんですけれども、何件あるか、そして主にどの国の企業が多いのか、どういう制度が不当であるというふうに訴えられているのか、お答えいただきたいと思います。

○山花大臣政務官 これは第三国間の協定に関する御質問でございますので、承知している限りでお答えをさせていただきたいと思いますが、NAFTAに基づき投資家がカナダ政府に対して投資仲裁を提起した例というのは、これまで二十八件と承知をいたしております。そのほとんどが米国の企業及び投資家によるものであると承知をいたしております。承知をしている限りは、二十八のうち二十七が米国で、一件がメキシコでございます。

各事案において問題とされた制度とか措置はそれぞれ異なりますけれども、最終的な仲裁判断が出された事案としては、カナダ国内の環境規制が問題にされた例が多いと承知をいたしております。

○笠井委員 まさにそういう先例もあるということではありますが、オーストラリアの生産性委員会の報告書を見ますと、二国間と地域貿易協定という中では、貿易交渉において政府は投資家対国の紛争解決条項の受諾を回避するように努めるべきである、外国投資家は国内の投資家より多くを享受するからだというふうに勧告をしております。主権国家が国民のための政策を導入すると、それが投資企業に、外国から訴えられて、国民の税金が取られると。

カナダの例を見ればわかるように、国の規制を問題として投資家訴訟がふえる傾向にありまして、主権にかかわる条項だから受諾回避は当然の措置だとしているわけでありまして。私は、こういう姿勢を日本は学ぶべきだと。

ところが、本協定には、インドに対する問題の中で、結局こういう形で入っているということになりますと、お互いに規制緩和ということで、それがてこになっていく可能性があるということで、明文化されて入っているのは重大と私は思います。

大臣、こういう問題が入っている協定についての、メリットは言われるんですが、デメリットについてはどういうふうにお考えになりますか。

○松本（剛） 国務大臣 国対投資家の紛争解決というの、やはり、紛争をどのような場面で解決するかという必要性があるからこそそういう国際的な枠組みも設けられていると思いますし、また、我が国においても、もちろん、我が国の国民も我が国の企業も、我が国に対する投資という面からも保護されなければいけませんけれども、我が国から投資をする投資家としての側面もあるということでありまして、私どもとしては、そういうことを総合的に勘案して、今回の日印EPAの条項も規定も締結し、また承認をお願いしていると理解しております。

○笠井委員 最後に、この協定についての我が党の態度について一言して終わりたいと思います。

この日本・インドEPAは、日本の多国籍企業がアジア、ASEAN圏内に展開する製造開発拠点再編の有力な手段を得ることになる一方で、日本国内における下請中小企業群に対して新たな選別と経営上の苦難をもたらす懸念を払拭することはできません。また、東日本大震災による被害が甚大なもとで、さらなる自由化は日本の農林水産業の将来に懸念を与えるおもしろくなりません。

さらに、今質疑しました投資家対国の紛争解決条項については、通称毒素条項の一つで、インド側多国籍企業の損害賠償請求や原状回復を恐れる日本政府が、国民の生活と安全を守る規制強化をためらう可能性が増大いたします。人の移動の問題も含めて我が党は本EPAには反対である、このことを表明して、質問を終わりたいと思います。